

新型コロナウイルス感染症5類移行に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5月8日より新型インフルエンザ等感染症（2類相当）から5類感染症に変更されたことに伴い、以下の対応を行う。

1. 相談窓口機能等

- ・「健康相談窓口」は継続（自宅療養者も含めて）※夜間は県のコールセンターを活用
- ・自宅療養フォローアップセンターは終了（上記「健康相談窓口」で対応）
※自宅療養支援セット配布、パルスオキシメーター貸出、自宅療養者への保健所調整による往診・電話診療等、保健所への陽性登録機能はいずれも終了
- ・「オンライン確認センター」は終了（抗原定性検査キット配布、抗原定性検査キットの陽性判定者による確定診断・市販薬の配布は終了）
- ・療養者、ご家族等の不安や疑問にお答えするため、「療養中の過ごし方ガイド」を作成し、誰もが、いつでもご覧いただけるように、市ホームページに掲載

2. 入院調整

(1) 重症患者（9月末まで保健所が入院・転院調整）

- ・重症者については、入院調整基準を定め保健所が入院・転院調整を行う。
- ・基準に該当する重症患者について、患者本人の同意のもと、診断した医療機関が情報提供書を作成し、保健所へ情報提供することで、保健所は、受け入れ医療機関の調整を行う。

<重症の患者像>

- ・酸素5L投与で SpO_2 が93%以下
- ・人工呼吸器管理（ECMO含む）が必要
- ・その他重症病床での入院が必要と保健所が認める患者

(2) 軽症・中等症患者（5月8日以降）：医療機関間での調整

- ・入院調整については、診断した診療所等が、EMIS（兵庫県の空床情報システム）にて空床情報を参考に病院と調整を行う。

3. 宿泊療養施設の運営

- ・要介護高齢者等の入院調整中の療養等のための宿泊療養施設は、当面の間（6月末まで）2施設（ニチイ、神戸メディケアセンタービル）を運営する。

※5月8日以降 2施設定員 66名

- ・食費の実費相当額については自己負担（2,500円程度/日）。

4. 高齢者施設等における対応

- ・職員への定期的検査を、当面の間、引き続き実施する。
- ・陽性者が発生した施設において、施設の意向を確認のうえ、同一フロアの方に対して、当面の間、引き続き検査を実施する。

5. 病床の確保

	現行	5月8日以降
最大確保病床数	465床	423床 ※感染拡大時には465床を確保

※第8波（2022年10月12日～）における最大入院者数 314人

6. 入院調整の目安を医療機関に周知

- ・中等症以上の方にてできるだけ早く入院していただくため、基本的に以下の方については、入院調整を控えていただくように周知を行った。
 - ▶ 無症状の方の入院
 - ▶ 基礎疾患があることのみでの入院
 - ▶ 高齢者独居という理由での入院 ※
 - ▶ 高齢者、障害者でコロナ陽性を理由に、介護サービスが入らないという理由での入院 ※
 - ▶ 高齢者施設等において対応が困難という理由での入院 ※

- ・上記の※に該当する方で、どうしても自宅や施設での療養が困難な方については、保健所にて宿泊療養施設への入所を調整。

7. 新型コロナウイルスワクチン接種

(1) 接種対象

対象者	年間接種回数（時期）
①65歳以上の高齢者 ②基礎疾患がある方（5歳以上） ③医療従事者等	2回（春夏、秋冬）
上記以外の方	1回（秋冬）

(2) 接種体制

- ・国の方針である個別医療機関を中心とした接種体制への移行の促進へ対応するため、春夏接種については集団接種会場数を市内5カ所とする（5月9日～6月30日）。

エリア	会場名
市街地 東部	ハーバーランドセンタービル5階
市街地 西部	須磨区役所4階
	垂水年金会館4階
北部	エコール・リラショッピングセンター本館5階
西部	キャンパススクエア本館2階

新型コロナウイルス感染症 陽性の方へ

～療養中に気をつけること～

新型コロナの感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日（月）から季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」となり、対応が変わりました。

療養中の過ごし方

コロナウイルスに感染すると、5日間は周りの方へ感染させる可能性があると言われています。感染を広げないために、発熱等の症状がある期間は外出を控えましょう。

●療養中の注意点

- ・発症翌日から5日間は療養しましょう。
- ・発症から10日間はマスクを付けましょう（不織布マスク推奨）。
- ・こまめに手洗いをし、部屋の換気をしましょう。
- ・タオル、寝具、食器は、同居者と分けましょう。
- ・通院や生活必需品の買い物等、外出する時は、人混みを避け、マスクを着用しましょう。

●「新型コロナ療養中の過ごし方ガイド」

コロナに感染し、症状が出てから治癒するまでの過ごし方などについて詳しく説明したガイドです。神戸市ホームページ「新型コロナ療養中の過ごし方ガイド」をご覧ください。

【主な内容】
療養期間
体調悪化時の対応
相談窓口 など



新型コロナ療養中の
過ごし方ガイド

コロナ 過ごし方ガイド



体調について気になることがある場合

体調について気になることがある場合は、かかりつけ医またはコロナの診断を受けた医師にご相談ください。

かかりつけ医等に連絡がつかない場合は、下記へご相談ください。

●神戸市 新型コロナウイルス専用健康相談窓口

- ・受付時間：毎日 9時～17時30分（土・日・祝 含む）
- ・電話：078-322-6250（外国語も対応可）
- ・FAX：078-391-5532

上記以外の時間は、兵庫県「新型コロナ健康相談コールセンター」へご相談ください。

- ・受付時間：毎日 17時30分～翌日9時（土・日・祝 含む）
- ・電話：078-362-9980
- ・FAX：078-362-9874

外来受診・入院は自己負担が必要です

●外来を受診する場合

- ・新型コロナ患者の外来医療費は他の疾患と同様、新型コロナ治療薬*以外の医療費は一部自己負担となります。
*新型コロナ治療薬（ラゲブリオ、パキロビッド等）については令和5年9月末まで公費支援があります。



●入院が必要な場合

- ・他の疾患と同様、医療費は保険診療による一部自己負担となります。（食費やリネン代は実費）
- ・ただし、令和5年9月末までは「ラゲブリオ」「パキロビッド」等の新型コロナ治療薬については公費支援があります。
- ・医療保険制度における高額療養費制度の自己負担限度額から所得により最大2万円を減額した額が医療費の自己負担の上限額となります。なお、高額療養費制度の自己負担限度額が2万円に満たない場合にはその額が減額されます。ただし、高額療養費の自己負担限度額に医療費比例分が含まれる場合は、1万円+医療費比例額が減額されます（令和5年9月末まで）。

★濃厚接触者について

新型コロナ患者と同居されている方等については、これまで濃厚接触者として、患者との最終接触日から5日間の行動制限がありました。5月8日以降は濃厚接触者の位置づけがなくなりますので、行動制限もなくなります。

新型コロナウイルス感染症後遺症相談ダイヤル

新型コロナの治療・療養後も続く症状についての相談窓口です。

- ・受付時間：10時～17時、土曜・祝日・年末年始を除く
- ・電話：078-322-6037（外国語も対応可）
- ・FAX：078-391-5532



救急安心センターこうべ 救急相談ダイヤル

救急車を呼ぶか迷ったときの相談窓口です。

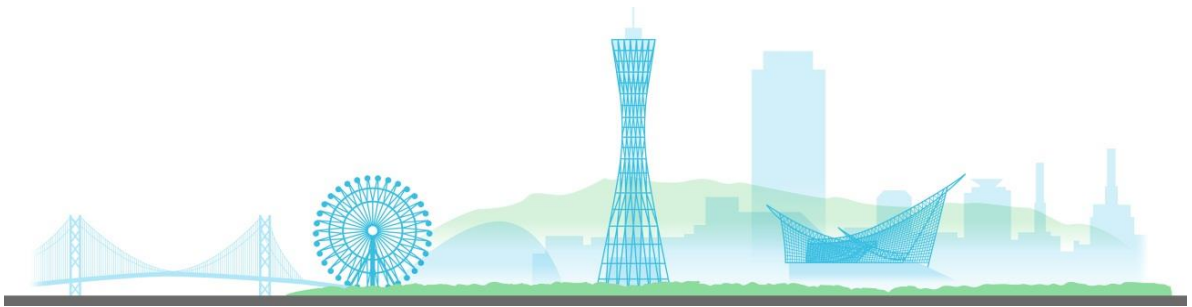
- ・受付時間：毎日 24時間（外国語も対応可）
- ・電話：#7119（プッシュホン回線、携帯電話、公衆電話）
078-331-7119（ダイヤル回線、IP電話などをつながらない場合）

BE KOBE

新型コロナウイルス感染症

療養中の過ごし方ガイド

[第1版]



神戸市

2023年（令和5年）5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に変更されました。

位置づけの変更に伴い患者や濃厚接触者の行動制限や濃厚接触者の位置づけがなくなったり、患者の医療費に自己負担が発生したりといった取り扱いに変更されます。

本ガイドを参考に、療養期間をお過ごしください。

目次

1. 療養中の過ごし方	<u>3</u>
2. 入院・宿泊療養することになったら	<u>5</u>
① 入院について	
② 宿泊療養について	
3. 療養を終了された方へ	<u>7</u>

1. 療養中の過ごし方

療養中は以下の点に注意してお過ごしください。

療養中の注意点

療養についての注意点

- 発症日を0日として、5日間は療養しましょう。
- 5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは外出を控え、様子を見ましょう。
- 発症日から10日間は周囲に感染させる可能性があるため、不織布マスクを付けましょう。

家庭内での注意点

- こまめに手洗いをし、部屋の換気をしましょう。
- タオル、寝具、食器は、同居者と分けましょう。

外出での注意点

- 生活必需品の買い物や通院等、外出する時は、周囲に感染させるリスクが高いことに注意し、人混みを避け、マスクを着用しましょう。

濃厚接触者について

新型コロナ患者と同居されている方等については、これまで濃厚接触者として、患者との最終接触日から5日間の行動制限がありました。5月8日以降は濃厚接触者の位置づけがなくなりますので、行動制限もなくなりました。



体調に関する相談

体調について気になることがある場合は、かかりつけ医またはコロナの診断を受けた医師にご相談ください。

かかりつけ医等に連絡がつかない場合は、下記へご相談ください。

●神戸市新型コロナウイルス専用健康相談窓口

- ・受付時間：毎日 9時～17時30分（土・日・祝 含む）
- ・電話：078-322-6250（外国語も対応可）
- ・FAX：078-391-5532

上記以外の時間は、兵庫県「新型コロナウイルス感染症健康総合相談窓口」へご相談ください。

- ・受付時間：毎日 17時30分～翌日9時（土・日・祝 含む）
- ・電話：078-362-9980
- ・FAX：078-362-9874

外来を受診する場合

- 新型コロナ患者の外来医療費は他の疾患と同様、新型コロナ治療薬*以外の医療費は一部自己負担となります。

*新型コロナ治療薬（ラゲブリオ、パキロビッド等）については、2023年（令和5年）9月末まで公費支援があります。



…救急車を呼ぶか迷ったときは…

救急安心センターこうべ 救急相談ダイヤル

電話：#7119（外国語も対応可） 毎日 24時間 または 078-331-7119
（ダイヤル回線、IP電話などでつながらない場合）

2. 入院・宿泊療養することになったら



1 入院について

入院の必要性については、医療機関が判断します。

体調の悪化により不安のある場合は、かかりつけ医またはコロナの診断を受けた医師にご相談ください。

入院費用

- 他の疾患と同様、医療費は保険診療による一部自己負担となります。
(食費やリネン代は実費)
- ただし、2023年（令和5年）9月末までは「ラゲブリオ」「パキロビッド」等の新型コロナ治療薬については公費支援があります。
- 医療保険制度における高額療養費制度の自己負担限度額から所得により最大2万円を減額した額が医療費の自己負担の上限額となります。なお、高額療養費制度の自己負担限度額が2万円に満たない場合にはその額が減額されます。ただし、高額療養費の自己負担限度額に医療費比例部分が含まれる場合は、1万円＋医療費比例額が減額されます（2023年（令和5年）9月末まで）。

準備するもの

※ 医療機関によって持ち物などが異なりますので、詳しくは入院先の医療機関にご確認ください。

- 現在服用中の薬（5日間分程度）、お薬手帳
- マイナンバーカードまたは健康保険証、印鑑、現金
- 洗面用具（洗面器、石けん、歯ブラシ、歯磨き粉、ドライヤー等）
- 箸、スプーン、コップ
- タオル、バスタオル、ティッシュペーパー
- 寝衣（パジャマ）、下着
- 履き物（スリッパは医療機関により使用できない場合があります）
- 生理用品・髭剃り（必要な方）

2 宿泊療養について

宿泊療養施設の入所については、医療機関と相談の上、保健所が判断します。体調の悪化により不安のある場合は、かかりつけ医またはコロナの診断を受けた医師にご相談ください。

入所対象者

- 宿泊療養施設の入所は、要介護高齢者のみとなります。
- 病状や介護状況により、入所が可能な状態かどうかを判断します。
(隔離を目的とした入所はできませんのでご了承ください)

入所期間

- 宿泊療養施設での入所期間は、発症日翌日から5日間程度です。
- 入所期間中の外出はできません。

自己負担など

- 宿泊療養所施設利用にあたっては、一部自己負担（食費等）があります。
退所時に現金でお支払いください（1日2,500円程度、利用日数分）
- 入退所時の移動手段は各自で調整をお願いします。

準備するもの

- 現在服用中の薬（5日間分程度）、お薬手帳
- マイナンバーカードまたは健康保険証、現金
- 洗面用具（洗面器、歯ブラシ、歯磨き粉等）
- 箸、スプーン、コップ
- タオル、バスタオル、ティッシュペーパー
- 寝衣（パジャマ）、下着
- 髭剃り（必要な方）
- 補聴器、義歯など（必要な方）



3. 療養を終了された方へ

周りの方への配慮

発症後10日間

不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、配慮しましょう。

※発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、不織布マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

後遺症相談ダイヤル

～後遺症の不安・悩みをサポート～

新型コロナウイルス感染症の治療・療養後にも、倦怠感や息苦しさなどの一部の症状がみられる場合があります。

後遺症の不安・悩み等は、専門の後遺症相談ダイヤルにご相談ください。

- 受付時間：10時～17時 月～金・日曜日（土・祝日除く）
- 電話番号：078-322-6037（外国語も対応可）
- FAX番号：078-391-5532
- 受付内容：看護師による後遺症に関する相談、医療機関等の案内

発行：神戸市保健所

2023年（令和5年）5月2日 第1版